

第1条 通則

先導的都市環境形成促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日付総理府・建設省令第9号）及び先導的都市環境形成促進事業制度要綱（平成20年4月1日付国都市第491号。以下「制度要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施される先導的都市環境形成促進事業（以下「補助事業」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第3条 補助対象

1 補助金の交付の対象は、制度要綱第5条に定める地方公共団体等が行う次の各号に掲げる事業の実施に要する経費とする。

一 計画策定支援

制度要綱第3条に定める先導的都市環境形成計画又は制度要綱第4条に定める先導的都市環境形成促進モデル事業計画の策定に要する経費（先導的都市環境形成計画又は先導的都市環境形成促進モデル事業計画に必要な調査等を含む。）。

二 コーディネート支援

都市環境対策の実施に向け、行政、民間事業者、土地所有者、住民その他関係者の合意形成を図るために必要な、導入システム代替案の検討調査や需要予測調査等に要する経費

三 社会実験・実証実験等実施支援

先導的な対策の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証実験、ソフト活動等に要する、施設・機材の設置経費、調査経費、システム等検討経費等に要する経費

四 モデル事業支援

先導的な都市環境対策としてモデル的に実施する、自然・未利用エネルギーを活用し、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業の実施のために必要な施設の整備（熱の面的利用を図るための熱導管、熱交換器及び蓄熱施設その他の付帯施設の整備等）に要する経費

2 前項第三号に掲げる事業については、平成24年度までの措置とする。

第4条 補助金の額

1 前条第1項のうち、第一号から第三号に掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内にお

いて、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とし、地方公共団体以外の者が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費（事務費を含む。）について、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する経費の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とする。

2 前条第1項のうち、第四号に掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とし、民間事業者等が実施する事業にあつては、事業の実施に要する経費の23.0%の2分の1以内とする。また、地方公共団体以外の者が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の23.0%について、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する経費の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とする。

3 前項の補助金の交付額の総額は、先導的都市環境形成促進モデル事業計画あたり5億円を上限とする。

第5条 補助金交付の申請

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式-1による申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）あてに申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、様式-2の進達書に補助事業者よりの前項の申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第6条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条の規定による申請書の進達があつたときは、交付の決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式-3により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付すことができる。

第7条 申請の取下げ

補助事業者は、法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式-4による申出書を、第5条の補助金交付の申請の手續きに準じて提出しなければならない。

第8条 事業変更の承認等

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽

微な変更を除く。) をするときには、あらかじめ様式－５による申請書を、第５条第１項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式－６による申請書を、第５条第１項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 第１項の軽微な変更とは、次の各号に定めるもののうち、補助金の交付決定額の変更を生じないものとする。
 - 一 第３条第１項第一号から第三号までの経費の間の流用
 - 二 第３条第１項第四号の経費において、費目間の流用で、流用先の経費の三割（当該流用先の経費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは三百万円）以内の変更となるもの
 - 三 補助事業の内容を著しく変更するもの（第３条第１項第四号に係る事業については、施行箇所、構造、工法及び規模の変更のうち、工事の重要な部分に関するもの並びに補助金の交付決定の基礎となった設計に基づく工事の程度を著しく変更するもの）以外のもの
- 4 所管地方整備局長等は、第５条第２項の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－７による進達書を提出しなければならない。
- 5 大臣は、第１項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。
- 6 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式－８により補助事業者に通知するものとする。

第９条 補助事業の完了予定期日の変更

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、様式－９により速やかに報告書を、第５条第１項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。但し、補助金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後６ヶ月以内であるものの変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 所管地方整備局長等は、第５条第２項の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－１０による進達書を提出しなければならない。
- 3 （削除）

第１０条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式－１１による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

第１１条 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、様式-12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助事業の交付決定に係る国の会計年度が終了したときは、当該交付決定の所属会計年度の翌年度の4月30日までに、様式-13による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助事業における残存物件等の取扱いについては、令第4条の規定、「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）、「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和45年5月1日付け建設省計発第131号）及び「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和35年1月7日付け建設省計発第7号）により取扱うものとする。
- 4 補助事業の完了に伴う残存物件の処理については、精算納付、継続使用とも補助金の額の確定と同時に処理するので、残存物件を継続使用する場合の継続物件継続使用承認申請書は別途提出することなく、第1項の実績報告書の提出により申請がなされたものとする。
- 5 所管地方整備局長等は、第1項及び第2項の実績報告書を受理したときは、様式-14により大臣に報告しなければならない。

第12条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条第1項の報告を受けた場合には、前条第1項の実績報告書の書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認を受けた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式-15により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式-16により大臣に報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式-17により命ずるものとし、前項に併せ様式-16により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときには、様式-18により消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返

還を命ずるものとし、大臣に報告しなければならない。

3 前項に基づく補助金の返還については、前条第3項を準用する。

第14条 交付の決定の取消等

- 1 大臣は、第8条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣又は所管地方整備局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 四 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式-19により命ずるものとし、様式-20により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項を準用する。

第15条 財産処分の制限

- 1 補助事業者が法第22条の規定に基づく財産処分を行うときは、様式-21による申請書を所管地方整備局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の承認に当たり、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。
- 3 補助事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業者が間接補助事業により取得等した財産を処分するときは補助事業者の承認を受けべき旨の間接補助条件を付した場合であって、間接補助事業者の財産処分の承認に当たり、返納金の納付を条件とした場合には、補助事業者は所管地方整備局長等に、その旨を報告するものとする。
- 4 補助事業者が間接補助事業者から前項の返納金を収納したときは、当該返納金に係る国庫補助金相当額を国庫に納付するものとする。

第16条 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式-

22による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

第17条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式-23による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第18条 補助事業者の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

第19条 その他

独立行政法人都市再生機構が補助事業者として実施する事業については、要綱中「地方整備局長等」を「国土交通大臣」と読み替え、地方整備局等から大臣への進達又は報告に関する規定は適用しない。

附 則

本要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年9月19日から適用する。なお、この要綱施行の際、従前の要綱に基づき提出され、又は国の承認を受けた交付申請等は、なおその効力を有するものとし、補助金の交付申請（変更に限る。）に係る規定については、従前の例によることとする。